

障害者(児)施設整備の手引き（簡易版）

I	設計から工事完成までの手続き	
1	実施設計の作成	2
2	入札・契約	2
3	契約の締結	6
4	工事の施工	7
5	中間検査及び完了検査	7
6	元請業者等への建設工事費の支払い状況のチェック	8
	(参考) 設計から工事完成までのフローチャート	9
II	施設の開設手続き	10

平成30年8月

健康福祉部障害福祉局障害福祉課
障害施設整備班

I 設計から工事完成まで手続き（別添フローチャート参照）

※各段階において、理事会等による意思決定を行い、結果は必ず議事録等で保存すること。

1 実施設計書の作成

法人は、設計事務所と設計監理委託契約を締結し、設計事務所は実施計画書を下記事項に留意して作成する。なお、設計図書の作成を随意契約で委託する場合は、原則として、県の「測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」（県HP参照）に登録された設計業者から選定した5社以上の業者から見積りを徴し、決定すること。

- ① 工事設計書の設計数量は、積算基準に基づき計測、計算して資料を作成。
- ② 工事設計単価は、標準歩掛り、市場物価資料、見積等により決定しその根拠資料を作成。

※設計書には、数量の積算及び単価の根拠を明確にしておくこと。

(例) ・建設物価（平成〇年〇月号〇〇ページ）による。
・建設物価表等に掲載されていない特別なものは、3社程度の見積をとり最も安い基準を採用。（特定メーカー名は指定しない。）

- ③ 共通仕様書に基づき、試験、試作、承認図、工事写真、施工要領、工事申請諸手続等の資料を整備する。

※1 共通仕様書

施工計画を含めての一般事項、使用資材の品質と品種、施工上の技術基準、試験法などの標準的な基準を示したものであり、仕様のグレードにより次のものがある。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事標準仕様書

社団法人日本建築家協会監修 工事共通仕様書

※2 特記仕様書

それぞれの工事にのみ摘要される特定で必要な事項を記述したもの。

- ④ 工事の設計変更をした場合は、変更設計書をもとにして工事変更契約図書を作成

2 入札・契約

(1) 入札方法

施設の「創設」、「改築」工事に係る入札は原則として一般競争入札とすること。

ただし、工事の規模が24億3千万円未満の場合であって、技術的に施行可能で、競争性が十分確保できる工事については、「公募型指名競争入札」とすることができる。

※1 一般競争入札

公告により、一定の資格（最小限の条件設定）を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、そのなかから最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方法をいう。

※最小限の条件設定：工事实績、技術者の資格・経験、建設業法に基づく経営事項審査の下限値（国内業者のみに限定することは不可）

※2 公募型指名競争入札

公告により、一定の資格（一般競争入札より多様な条件設定が可能）を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、そのなかから最も有利な条件を示した者と契約を締結する方法をいう。

※多様な条件設定：工事实績、技術者の資格・経験、事業所の所在地、建設業法に基づく経営事項審査の上限値及び下限値等

やむを得ず指名競争入札による場合は、その理由を明らかにするとともに、工事金額別に下記の数以上の業者を指名すること。

- ・ 1,000万円未満 6社
- ・ 1,000万円以上3,000万円未満 8社
- ・ 3,000万円以上 10社

(指名業者選定の際の留意点)

- ①地域性を考慮すること。
- ②経営規模等が同クラスの業者同士を選定すること。
- ③設計監理業者と関連のある業者は除くこと。
- ④工事請負資格をもっている業者を確認すること。
- ⑤当該業者を選定した理由を明らかにしておくこと。

(2) 入札参加資格の決定（公募型指名競争入札、指名競争入札の場合）

ア 入札に参加する業者に必要な資格は、「入札参加要件の設定基準」に従い、理事会の議決をもって決定すること。

イ 決定した入札参加資格は、③の公告事項と併せて理事会の議事録を添えて県に届け出ること。

【入札参加要件の設定基準】

■入札参加資格として設定すべき要件

- 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者
 - ※当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者
- 建設業法第15条による許可を受けている者で、かつ、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施する日までの期間において、建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者
- 建設業法に基づく経営事項審査を毎年受けている者
(この経営事項審査の結果通知書は、工事請負契約を締結する日前1年7ヶ月以内の日を審査基準日とするものを有効とする。)
- 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する業者でない者
- 設計業者と資本・人事面で関係を有する業者でないこと。（「設計・施工分離の原則」に基づき、設計業者と請負業者の分離を徹底するため。）
- 事業者（社会福祉法人等）に対し、工事請負契約における収入状況、下請業者の工事实績や請負金額等に関する関係資料の提供に協力を行うことができる者
- 入札参加業者の事業所の所在地に関する要件
(例 兵庫県内もしくは〇〇市内に主たる事務所（支店）を有している等)

■入札参加資格として設定することが望ましい要件

- 過去に、社会福祉施設等建設に伴う不正行為又はこれらに類する行為等に関与しておらず、入札参加業者として適当であると認められる者
- 入札参加業者の実績や従業者数、資本の額その他経営規模及び状況に関する要件

(例 資本金〇〇円以上、従業者数〇〇名以上 等)

○入札参加業者の社会福祉施設の整備に係る工事についての経験及び工事を完工できる能力の有無に関する条件

(例 過去〇年以内において、同規模の社会福祉施設の建築工事を受注し、完全に履行した経歴を有する、建築一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評定値 〇〇点以上の者 等)

(3) 入札参加業者の募集・公告

ア 入札を行うに当たっては、公告事項を定めて、入札に参加する業者を募集するための公告を行うこと。

イ 公告事項及び公告の方法は、理事会の議決をもって決定すること。

ウ 決定した公告事項等は、②の入札参加資格と併せて理事会の議事録を添えて県に届け出ること。

【公告事項】

○入札に付する事項（工事名等）及び応募方法

○入札に参加するものに必要な資格

○入札の条件を示す場所及び期間

○公告事務を担当する者の名称及び所在地

○入札参加の手続きに関する事項

○入札の場所、日時及び方法（予定とし入札通知書発送時に通知してもよい）

○その他特に必要な事項（一括下請の禁止 等）

【公告方法】

○法人の定款に基づき、新聞紙面で公告するとともに、法人の事務所玄関前への掲示等を行うこと。

※県障害者支援課においても、掲示等により法人の公告内容を公表する。

【公告期間】

○入札期日の前日から起算して少なくとも28日前までに掲示その他の方法により入札の公告を行うこと。

○公告期間（公示日から入札参加申込の提出期限まで）は、概ね10日間程度とすること。

(4) 入札参加業者の審査・決定

ア 入札参加申請業者については、資格審査を行った上で、資格に適合する者は全て入札参加業者として理事会の議決をもって決定すること。

※ 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が業者の役員に就いている等、特別の利害関係を有する場合は、入札参加業者を決定するための理事会の議決には参加できないこと。

イ 入札参加資格に適合する入札参加申込業者の数が10社未満の場合は、県障害者支援課と対応を協議すること。

ウ 決定した入札参加業者は、理事会の議事録を添えて県に届け出ること。

(5) 入札参加業者に対する説明（現場説明会の廃止）

- ア 入札参加業者による談合を防止するため、入札参加業者が一堂に会する現場説明会は開催せず、各入札参加業者に対し、個別に、「設計図書」（単価・金額・単価根拠を除いたもの）等を交付し、工事概要等を説明すること。
- イ 入札参加業者に対する工事概要等の説明事項は、理事会の議決をもって決定すること。
- ウ 目安として、入札日の2週間前に業者に入札通知すること。
- エ 入札参加業者からの質疑等は、書面にて受け付けることとし、それに対する回答は、すべての入札参加業者に周知すること。

【説明事項】

- 工事の名称、場所、概要、工期等
- 設計図書
- 入札に関する条件
- 契約の内容
- その他必要な事項
 - ・補助事業の概要（公費により建設されること）
 - ・請負業者等からの寄附金の受領禁止
 - ・工事代金の収入状況等に関する報告義務 等

(6) 予定価格調書の作成

- ア 予定価格の設定は、入札に付する事項の総額について、履行の難易、契約数量の多寡等を考慮し、市場調査等を行ったうえで、理事会の議決をもって決定すること。（通常、設計額を下回るのが例である。）
 - ※ 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が業者の役員に就いている等、特別の利害関係を有する場合は、予定価格を決定するための理事会の議決には参加できないこと。
- イ 設計監理業者から情報提供を受けることは止むを得ないが、予定価格等の決定にあたっては、法人内部で行い、設計監理業者に知られてはならないこと。
- ウ 予定価格は、法人において、外部に漏洩することのないよう厳重に保管しておくこと。
また、理事会の議決に参加した役員等、予定価格書の内容を知り得たすべての者は、外部に漏洩しないこと。
- エ 予定価格調書は、権限を有する者が作成のうえ、密封（封印）し、開札時まで開封されてはならないこと。

【最低制限価格の廃止】

- ア 請負業者との結託による落札価格の高止まりを防止するため、最低制限価格は原則として設定しないこと。
- イ 粗雑工事を防止し、適正な施行を確保するため、県の公共工事に準じた「設計図書」（金額を除いたもの）を入札参加業者に配布すること。
- ウ ただし、契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合、最低制限価格を設定することができること。

（長所）不良業者を排除する効果があり （短所）競争利益享受すが著しく阻害

(7) 入札の実施

ア 入札方法の設定

- ・入札に際しては、監事及び複数の理事（理事長を除く）・評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族を除く。）2名以上を立ち合わせる事。ただし、利害関係人は退席すること。
- ・入札場所は、施設所在地の市役所・町役場、公民館など公共の場所で行うこと。
- ・当該市町職員の立ち会いについては、必ず協力を求めること。
- ・談合情報があった場合は、入札を中止するほか、すみやかに県に報告するとともに、県の指示に従うこと。

イ 開札

入札の方法によって競争させる場合、その全部の入札を入札者に立ち合わせて開放し、発表すること。（開札手続きの公開主義）

ウ 落札

- ・予定価格以内～最低制限価格以上の範囲で、最低の価格で申込をした者を自動的に決定すること。（落札方式の原則「自動落札方式」）
- ・落札価格が2社以上の場合、くじ引きで即決すること。

エ 再度入札

初回入札で落札されなかった場合、最低入札価格を告げ（業者名は告げない）、その場で再度入札を行う。

オ 見積合せ

- ・再度入札においても落札されなかった場合、入札は打切ること。その後、最低価格と業者名を告げ、その業者と話し合いをすすめることについて、全業者の同意をとること。（他の業者も話し合いに参加できる。）
- ・話し合いにより、予定価格を下回る「見積書」が提示されれば決定（落札）とする。
※こちらから価格の提示をしてはならず、業者から自主的に見積書を提出させること。

カ 入札のやり直し

以上の手続きにより落札できなかった場合、設計内容・予算規模等を再度見直し、入札手続きをやり直すこと。

(8) 入札結果の報告及び公表

ア 入札後は、速やかに、入札が適切に行われた旨の立会人全員の自筆の署名とともに、「開札結果表」（様式は「社会福祉法人の手引き」を参照）を作成し、県に提出すること。

（添付書類）・落札業者の役員名簿及び予定価格を決定した理事会の議事録

・指名競争入札の場合、その理由及び業者指名に係る議事録

イ 法人において、入札結果（入札業者名、落札業者名・落札金額）を公表すること。

※ 県障害者支援課においても、入札結果を公表する。

3 契約の締結

(1) 工事請負契約の締結は、理事会の議決を経て、原則として落札後7日以内に行うこと。

(2) 工事請負契約の締結に当たっては、工事の適正な履行を確保するため、請負業者に「履行

保証保険契約」を締結させる等の措置を講じること。

- (3) 請負業者に「一括下請」は承諾しない旨通知すること。
- (4) 請負業者に役員名簿及び下請業者名簿（名称、下請負の範囲等）を提出させること。
- (5) 契約締結に係る理事会の議事録、請負業者の役員名簿、下請負業者名簿及び請負契約書の写しを県に提出すること。

4 工事の施工

(1) 着工

- ・整備資金として予定されていた寄附の全てが履行されてから着工すること。
- ・施工業者は、工事工程表を法人に提出すること。工事は設計事務所の作成した実施計画書どおり行うこと。

※県の補助金交付決定以前に着工する場合は、事前着手承認申請を行うこと。

(2) 適正な工事監理の実施

建設工事の適正な実施を確保するため、法人は、工事管理者に対し、適切な工事監理を行うよう指導しなければならないこと。

- ・工事内容に応じた適正な設計変更を行うこと。
- ・施設整備の全工程において、適切に工事関係書類（特に工事写真）を整備すること。

(3) 変更設計及び変更契約

工事に変更が生じたときは、設計事務所は変更設計を行い、それに基づいて法人は施工業者と工事請負変更契約を締結すること。

(4) 工事の完成

工事が完成したときは、施工業者は法人に工事完成届を提出すること。

5 中間検査及び完了検査

県では、原則として、工事検査室職員による「立入（中間）検査」、「完了（竣工）検査」を実施する。

「立入（中間）検査」 工事請負契約書や設計図書の内容及び設計図書どおりの施工が行われていること等を確認。

「完了（竣工）検査」 変更設計どおりの施工が行われていること及び建築基準法や消防法等他法令による許可の状況等を確認。

ア 補助事業者は検査に当たって工事の出来形図、工事途中の諸検査の結果を示す書類、主要部分の写真（デジタルカメラ使用可）等、検査に必要な書類及び物件を準備すること。

【検査関係書類】

- ・補助金交付申請書
- ・補助金交付決定書
- ・完了実績報告書
- ・工事契約図書（工事請負契約書、請負契約約款、設計図、仕様書、工事設計書）
- ・変更契約図書（工事請負変更契約書、工事変更設計図、工事変更設計書）
- ・工事積算基準（標準歩掛り、数量積算基準）

- ・数量計算書
- ・単価決定根拠
- ・設計時における建設物価、積算資料、メーカー見積書等
- ・工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・社団法人日本建築家協会監修）
- ・工事写真（資材の搬入状況、資材の保管状況等、各段階の詳細が分るもの）
- ・工事承認図
- ・工事試験成績表
- ・工事関係行政庁届出書（副本）
- ・工事関係行政庁検査済書（写）
- ・あと片付け状況を示す書類（産廃の処理状況（マニフェスト）、貸与機械器具等の整備返納状況、工事現場内にある仮設物の撤去状況）

イ 最終的に設計書どおりの工事が出来上がっていないなければならない。（変更設計図書と工事出来高の一致）

ウ 工事検査によって改善を指摘された場合は、すみやかに改善を行い、改善状況を報告すること。

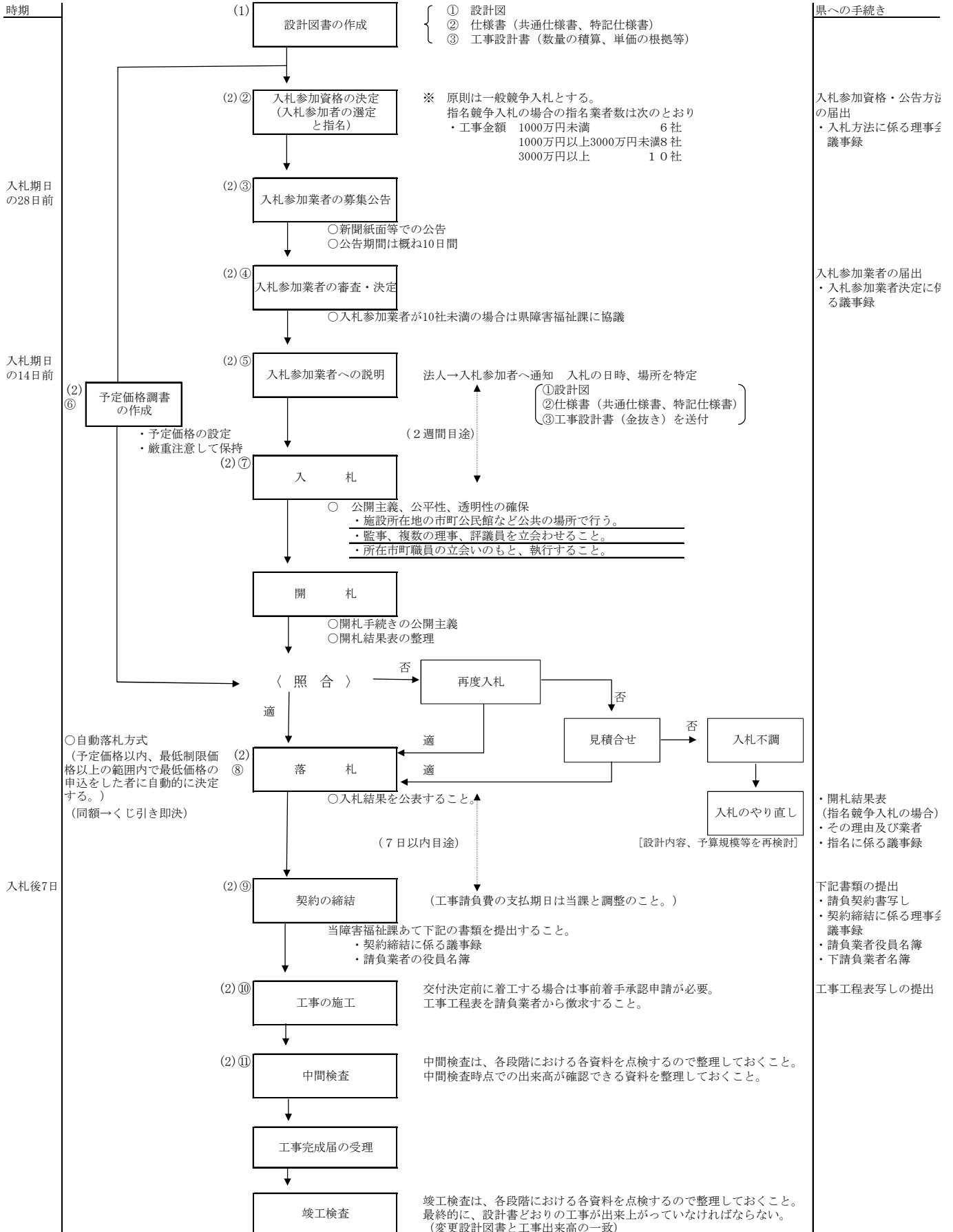
6 元請業者等への建設工事費の支払状況のチェック

県では、施設開設後（補助金交付後）、「新設施設実地指導」を実施し、法人運営や施設運営に係る指導を行うほか、施設整備費補助金の支払状況や元請業者の補助金の受入状況、工事施工体制の状況等を確認する。

- (1) 工事施工の状況については、工事検査時に確認を行うので、請負業者に「工事施工体制台帳（施工体系図を含む。）」（建設業法第24条の7第1項に規定）を提出させること。記載事項等に変更があった場合も同様とする。
- (2) 補助金受入後、すみやかに、請負業者に、口座振り込み等の確実な方法で代金を支払うこと。元請業者への工事代金の支払いは、口座振り込み等で行うこと。
現金、小切手による支払いは認めない。
- (3) 法人による補助金の支払状況を明確にするため、金融機関の口座振込書控え、法人の預金通帳、領収書等を整備しておくこと。
- (4) 元請業者の工事代金の受入状況を明確にするため、元請業者の収入状況に関する資料（※）を提出させ、県に提出すること。

※工事請負金額と代金の収入状況がわかるもの。元請業者が作成している工事ごとの請負代金の収入状況を整理した帳票や総勘定元帳など、当該工事に係る元請業者の入金関係を示す書類をいう。

〈設計から工事完成までのフローチャート〉



II 施設の開設手続き（施設の設置届出、許認可申請・指定申請）

1 施設開設前に以下の手続きが必要である。

区分		社会福祉法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法	
障害者支援施設	市 町	(適用除外)	指定申請（§ 38）	設置届出（§ 83③）
	社会福祉法人	設置届出（§ 62①）		(不要)
	その他	設置許可申請（§ 62②）		
障害福祉サービス事業所		(適用除外)	指定申請（§ 36）	事業開始届出（§ 79②）
障害児施設	市 町	(適用除外)	指定申請（§ 24-9）	設置届出（§ 35③）
	その他			認可申請（§ 35④）

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定申請手続きについては、別添「障害福祉サービス事業指定申請のてびき」を参照のこと。

2 次の条件が整っていない場合、施設の開設許認可・指定は行わないので、十分に余裕を持ったスケジュールで開設日を設定するなど、事前の準備に万全を期すこと。

- (1) 工事検査において、手直しを指示された場合は、すみやかに改善すること。
- (2) 施設の運営方針を定め、施設職員に徹底すること。
- (3) 法令に定められた職種、職員数を確保すること。
- (4) 職員に対する開設前の研修を実施すること。
- (5) 備品等の設備が整っていること。
- (6) 十分な運転資金が確保できていること。